

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年8月12日

【四半期会計期間】 第12期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

【会社名】 ウェルビー株式会社

【英訳名】 Welbe, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大田 誠

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座二丁目3番6号

【電話番号】 03-6268-9542(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長兼管理本部長 千賀 貴生

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座二丁目3番6号

【電話番号】 03-6268-9542(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長兼管理本部長 千賀 貴生

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期 連結累計期間	第12期 第1四半期 連結累計期間	第11期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	2,196,195	2,594,516	9,894,487
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	581,505	1,410,996	2,659,312
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失 ( ) (千円)	395,491	1,584,212	1,828,748
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	395,491	1,584,212	1,828,748
純資産額 (千円)	4,785,480	4,171,683	5,998,817
総資産額 (千円)	5,319,864	8,909,829	11,244,050
1株当たり四半期(当期)純利益 又は1株当たり四半期純損失 ( ) (円)	13.93	55.03	63.74
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	13.74	-	63.53
自己資本比率 (%)	90.0	46.8	53.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第12期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、緩やかに持ち直しています。ただし、世界的に金融引締めが進む中での金融資本市場の変動や原材料価格の上昇、供給面での制約等による下振れリスクに十分注意する必要があります。

当社グループを取り巻く障害福祉業界においては、わが国の障害者の総数は964.7万人となり、障害者数全体は増加傾向にあります。障害福祉サービスの利用者も年々増加しており、2020年10月から2021年10月までのサービス利用者数の伸び率は全体で6.0%となっております。このうち、当社グループの主なサービス対象である精神障害者の伸び率は7.5%、障害児の伸び率は11.7%であり、とりわけ高い伸び率となっております（厚生労働省「障害福祉分野の最近の動向」、2022年）。これらの増加傾向は中長期的に継続していくものと考えております。さらに、2021年3月より、民間企業における障害者の法定雇用率が2.2%から2.3%に引き上げられ、障害者雇用に対する高いニーズが見込まれます。

このような事業環境のなか、当社グループでは、障害福祉事業において、全国規模で事業所の継続拡大を進めてまいりました。当連結会計年度においては、新たに就労移行支援事業所を8拠点、療育事業所を3拠点開設しました結果、当連結会計年度末における当社グループの拠点数は、就労移行支援事業所が97拠点、療育事業所が54拠点となりました。

また、ヘルスケア事業において、保有する商品等の評価の見直しを行いました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における業績は、売上高2,594,516千円、営業損失1,427,060千円、経常損失1,410,996千円、親会社株主に帰属する四半期純損失1,584,212千円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

#### [ 障害福祉事業 ]

障害福祉事業におきましては、それぞれの事業所において利用者数及び稼働率が向上するとともに、サービス単価が上昇したことにより、売上高は堅調に推移しました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は2,498,606千円、セグメント利益は498,899千円となりました。

#### [ ヘルスケア事業 ]

ヘルスケア事業におきましては、主に5 - A L Aの商品販売を行っておりますが、今後の販売計画を見直した結果、販売が見込まれない商品等について、棚卸資産評価損1,961,007千円を売上原価に計上しました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は95,909千円、セグメント損失は1,925,067千円となりました。

なお前年同四半期連結累計期間比については、前年第2四半期連結累計期間よりヘルスケア事業を開始したため、記載をしておりません。

## 財政状態の状況

### (流動資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の残高は7,241,777千円(前連結会計年度9,658,703千円)で、前連結会計年度末に比べ2,416,925千円減少しております。主な減少要因は、現金及び預金の減少600,690千円、商品の減少779,699千円、前渡金の減少1,016,018千円等によるものであります。

### (固定資産)

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の残高は1,668,052千円(前連結会計年度末は1,585,347千円)で、前連結会計年度末に比べ82,704千円増加しております。主な増加要因は、建物附属設備の増加93,029千円、その他有形固定資産の増加17,924千円によるものであります。また主な減少要因は、投資その他の資産の減少23,350千円等によるものであります。

### (流動負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債の残高は1,112,108千円(前連結会計年度末は1,493,825千円)で、前連結会計年度末に比べ381,716千円減少しております。主な減少要因は、未払法人税等の減少331,644千円等によるものであります。

### (固定負債)

当第1四半期連結会計期間末における固定負債の残高は3,626,037千円(前連結会計年度末は3,751,407千円)で、前連結会計年度末に比べ125,369千円減少しております。主な減少要因は、長期借入金の減少125,000千円等によるものであります。

### (純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は4,171,683千円(前連結会計年度末は5,998,817千円)で、前連結会計年度末に比べ1,827,134千円減少しております。主な減少要因は、利益剰余金の減少1,817,394千円等によるものであります。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (3) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	103,200,000
計	103,200,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2022年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,788,000	28,788,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株で あります。
計	28,788,000	28,788,000		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

###### 第4回新株予約権

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

決議年月日	2022年5月25日の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3名
新株予約権の数(個)	520(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(数)	普通株式 52,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	837(注)2
新株予約権の行使期間	2024年5月26日から2032年5月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 837 資本組入額 418.5(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得については、取締役会の承認を要する
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

- (1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記算式における「時価」とは、適用日（当該発行または処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日））の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は以下のとおりであります。

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- (2) 新株予約権者は、以下のイ乃至へに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

イ 禁錮以上の刑に処せられた場合

ロ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより解任された場合、または懲戒解雇もしくは辞職・辞任した場合

ハ 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合において、当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合（当社の業務命令による場合を除く。）

ニ 死亡した場合

ホ 当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

ヘ 新株予約権者の不正行為または職務上の義務違反もしくは懈怠があった場合

- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編に伴う新株予約権の承継は、以下のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 上記3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
 下記の新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。
  - イ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ロ 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することについて、株主総会の承認がなされた場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ハ 特別支配株主による株式売渡請求について、取締役会の承認がなされた場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ニ 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）について、株主総会の承認がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ホ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年4月1日～ 2022年6月30日		28,788,000		337,138		334,138

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,779,300	287,793	
単元未満株式	普通株式 8,600		
発行済株式総数	28,788,000		
総株主の議決権		287,793	

【自己株式等】

2022年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ウェルビー株式会社	東京都中央区銀座二丁目3 番6号	100	-	100	0.0
計		100	-	100	0.0

2 【役員の状況】

前連結会計年度の有価証券報告書提出日後、当第1四半期累計期間における役員の異動はありません。

なお、当第1四半期累計期間終了後、当四半期報告書提出日までにおける役員の異動は、次のとおりです。

(1) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	本谷 一輝	2022年7月15日

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性2名(役員のうち女性の比率 20.0%)

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,845,053	2,244,362
売掛金	1,607,258	1,780,453
商品	1,869,945	1,090,246
原材料及び貯蔵品	248,483	32,933
前渡金	1,127,009	110,991
短期貸付金	1,700,000	1,700,000
その他	265,035	286,874
貸倒引当金	4,083	4,083
流動資産合計	9,658,703	7,241,777
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	672,176	765,206
その他	198,306	216,231
有形固定資産合計	870,483	981,437
無形固定資産		
のれん	69,503	67,261
その他	30,706	28,049
無形固定資産合計	100,209	95,310
投資その他の資産	614,654	591,303
固定資産合計	1,585,347	1,668,052
資産合計	11,244,050	8,909,829
負債の部		
流動負債		
1年内償還予定の社債	128,400	128,400
1年内返済予定の長期借入金	500,000	500,000
リース債務	1,470	1,474
未払金	187,343	119,646
未払法人税等	488,708	157,063
賞与引当金	88,549	49,382
その他	99,353	156,141
流動負債合計	1,493,825	1,112,108
固定負債		
社債	365,400	365,400
長期借入金	3,380,998	3,255,998
リース債務	5,009	4,639
固定負債合計	3,751,407	3,626,037
負債合計	5,245,233	4,738,146

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	337,138	337,138
資本剰余金	334,138	334,138
利益剰余金	5,317,326	3,499,932
自己株式	167	167
株主資本合計	5,988,434	4,171,040
新株予約権	10,382	642
純資産合計	5,998,817	4,171,683
負債純資産合計	11,244,050	8,909,829

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年6月30日)
売上高	2,196,195	2,594,516
売上原価	1,358,048	3,645,406
売上総利益又は売上総損失( )	838,147	1,050,890
販売費及び一般管理費	289,154	376,170
営業利益又は営業損失( )	548,993	1,427,060
営業外収益		
受取利息	-	6,375
助成金収入	32,953	10,613
その他	90	3,861
営業外収益合計	33,043	20,850
営業外費用		
支払利息	10	4,052
固定資産除却損	404	39
その他	116	694
営業外費用合計	531	4,786
経常利益又は経常損失( )	581,505	1,410,996
特別利益		
新株予約権戻入益	-	11,865
特別利益合計	-	11,865
特別損失		
減損損失	-	2,215
特別損失合計	-	2,215
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	581,505	1,401,345
法人税、住民税及び事業税	154,213	138,364
法人税等調整額	31,801	44,501
法人税等合計	186,014	182,866
四半期純利益又は四半期純損失( )	395,491	1,584,212
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失( )	395,491	1,584,212

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
四半期純利益	395,491	1,584,212
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	395,491	1,584,212
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	395,491	1,584,212
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルスの感染拡大の会計上の見積りに与える影響)に記載した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りの仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

棚卸資産は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
棚卸資産評価損	-	1,961,007千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
減価償却費	32,870千円	38,582千円
のれんの償却額	2,242千円	2,242千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	320,726	11.30	2021年3月31日	2021年6月28日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には記念配当5.0円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
 該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	233,181	8.10	2022年3月31日	2022年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの  
 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

当社グループは、障害福祉事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損 益計算書計上 額(注)2
	障害福祉事業	ヘルスケア 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,498,606	95,909	2,594,516	-	2,594,516
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,498,606	95,909	2,594,516	-	2,594,516
セグメント利益又は損失 ( )	498,899	1,925,067	1,426,167	892	1,427,060

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額 892千円は、各報告セグメントに配分していない販売費及び一般管理費となります。

2. セグメント利益又は損失( )は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

「障害福祉事業」において移転が決定している事業所等の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、当該減損損失の計上額は2,215千円であります。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループの報告セグメントは、従来より「障害福祉事業」の単一セグメントでありましたが、連結子会社であるウェルビーヘルスケア株式会社において、ヘルスケア事業を開始したことに伴い、前年第2四半期連結会計期間より「ヘルスケア事業」を新たに報告セグメントとしております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(単位:千円)

	売上高
障害福祉サービス事業	
就労移行支援事業	1,615,413
療育事業	569,458
その他	11,323
顧客との契約から生じる収益	2,196,195
その他の収益	
外部顧客への売上高	2,196,195

当第1四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	障害福祉事業	ヘルスケア事業	計	
就労移行支援事業	1,711,889	-	1,711,889	1,711,889
療育事業	786,716	-	786,716	786,716
ヘルスケア事業	-	95,909	95,909	95,909
顧客との契約から生じる収益	2,498,606	95,909	2,594,516	2,594,516
その他収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	2,498,606	95,909	2,594,516	2,594,516

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失( )	13円93銭	55円03銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に 帰属する四半期純損失( )(千円)	395,491	1,584,212
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る 親会社株主に帰属する四半期純利益又 は親会社株主に帰属する四半期純損失( )(千円)	395,491	1,584,212
普通株式の期中平均株式数(株)	28,391,772	28,787,871
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	13円74銭	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	393,929	2,030
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するもの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月12日

ウェルビー株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平 井 肇

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 池 田 宏 章

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているウェルビー株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ウェルビー株式会社及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して

実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。